

別紙

諮問第1727号、第1728号

答 申

1 審査会の結論

別表1に掲げる本件各決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日付に発令された、〇〇局職員の業務処理不適正事故により懲戒処分にかかる、起案文書及び事情聴取書などの文書一式」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年7月26日付で行った別表1に掲げる本件一部開示決定及び本件不開示決定（以下併せて「本件各決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、別表2に掲げる本件対象公文書1及び2について、本件各決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、令和5年10月18日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年12月25日及び26日に実施機関から理由説明書を收受し、令和6年2月16日（第246回第二部会）から同年5月29日（第248回第二部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下の

ように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1727号及び第1728号の審査請求は、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 実施機関における事務について

(ア) 職員の処分について

懲戒処分とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）29条に基づき、公務における規律と秩序を維持するため、職員が法令等に違反した場合、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に当該職員に対して行われるものであり、処分内容は戒告、減給、停職又は免職が定められている。

分限処分とは、法28条に基づき、民主的かつ能率的な行政の遂行を確保するため、勤務実績が良くない職員、あるいはその職に不適格な職員について、本人の意に反して行う身分上の変動を伴う処分であり、降任、免職、休職又は降給が定められている。

(イ) 処分に至る手続について

東京都職員の服務事故が発生した場合、服務事故を起こした職員（以下「事故者」という。）が所属する局等（以下「所属局」という。）は、服務事故の調査を実施し、東京都服務監察規程（昭和47年東京都訓令第163号）9条1項に基づく報告を行う。

監察員は、同規程9条2項により、事故者などに対して必要に応じ同規程8条2項に定める事情聴取を行うなどして事故監察を実施し、総務局長は事故監察を行った事項について監察員の作成した措置意見書を付して、知事に対し同規程10条1項の規定に基づく服務監察結果の報告を行う。

総務局では、服務監察結果に基づいて、事故の概要や処分理由などを示した処分案を作成し、処分等の適正を期するため、当該処分案を東京都職員懲戒分限審

査委員会規程（平成29年東京都訓令第20号）1条により設置される東京都職員懲戒分限審査委員会に諮問の上、答申を得て処分等を決定する。

処分等決定後、総務局長は、所属局長に対し、処分等が決定された旨を通知し、所属局において、処分を受ける者（以下「被処分者」という。）に対し、発令通知書等を交付する。

本件対象公文書の作成時点における懲戒処分の指針（令和2年5月29日付2総人第233号）において、公表基準は(1)地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給又は戒告）、(2)管理監督者の職にある者の非違行為に対して、懲戒処分と併せて行った分限降任処分、(3)上記(1)又は(2)以外で、特に都民の関心の大きい事案又は社会に及ぼす影響の著しい事案と定められ、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、公表内容の一部又は全部を公表しないことができるとしている。

また、公表する内容については、個人が識別されないことを基本として、原則発生年月日、職層、所属局名、年齢及び性別、事件概要、処分内容、処分年月日とし、免職を行った場合、又は争議行為等、社会に及ぼす影響が大きい事案は、所属、職名及び氏名等の個人情報公表する場合があるとしている。

ウ 本件各決定について

本件開示請求は、特定の懲戒処分事案に係る起案文書及び事情聴取書の開示を求めるものである。

これに対し、実施機関は本件対象公文書1として上記事案を含む処分の決定に係る決裁文書を特定し、別表2に掲げる本件不開示情報1から9を同表に掲げる不開示理由により不開示とする本件一部開示決定を行った。

また、本件対象公文書2として上記事案に係る事故者等から聴取した内容を記載した事情聴取書を特定し、別表2に掲げる不開示理由により本件不開示決定を行った。

エ 本件一部開示決定の妥当性について

(ア) 本件不開示情報1

本件不開示情報1は、被処分者の氏名、生年月日等の情報である。審査会が見

分したところ、当該情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当する。

実施機関によると、本件不開示情報1は懲戒処分の指針により公表された情報ではないとのことであるから、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しない。また、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件不開示情報1は条例7条2号に該当し、不開示が妥当である。

(イ) 本件不開示情報2及び3

本件不開示情報2は、公表案件に係る処分の検討に係る記述であり、本件不開示情報3は、非公表案件に係る処分の検討に係る記述に加え、本件不開示情報1を除く非公表の被処分者に関する記述である。

審査会が見分したところ、本件不開示情報2及び3のうち処分の検討に係る記述については、処分検討過程の詳細を説明する記述であり、東京都服務監察規程8条2項の規定による事故者等からの事情聴取により得た情報に基づき記載されている。また、事故者等が事情聴取で述べた内容を引用している部分等が含まれており、これらを公にすることにより、今後、事情聴取による適正な情報収集が困難となり、公正かつ円滑な人事事務の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当し、同条2号該当性を論じるまでもなく、不開示が妥当である。

また、本件不開示情報3のうち、局名、事故内容の表題、処分量定、根拠法令、職層名及び年齢については、非公表案件に係る情報であり、これを公にすると、当該事故について知り得る状況にあった者等が被処分者を識別することができることとなることから、条例7条2号本文に該当すると認められる。当該情報は懲戒処分の指針により公表された情報ではないとのことであるから、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しない。また、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しないので、不開示が妥当である。

(ウ) 本件不開示情報4から9

本件不開示情報 4 から 9 は、被処分者の所属、氏名、生年月日、処分の理由のうち報道発表資料で公表していない記述等の情報である。

審査会が見分したところ、当該情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例 7 条 2 号本文に該当する。

また、当該情報は懲戒処分の指針により公表された情報ではないとのことであるから、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しない。また、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件不開示情報 4 から 9 は、条例 7 条 2 号に該当し、不開示が妥当である。

オ 本件不開示決定の妥当性について

本件対象公文書 2 は、東京都服務監察規程 8 条 2 項に基づく本件審査請求に係る特定の懲戒処分に関する事故者等からの事情聴取の内容を記載した事情聴取書である。

審査会が見分したところ、その内容は服務事故の内容、事故の経緯及び事実関係に対する被聴取者の認識等を把握するために聴取した内容を詳細に記録したものであると認められる。

事情聴取は公表しないことを前提に行われており、これを公にすると、今後服務事故が発生した場合に、被聴取者が率直な供述を避けることで供述が得られにくくなるおそれがあり、服務事故に関する正確な情報の収集や事実認定が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象公文書 2 は、条例 7 条 6 号に該当し、同条 2 号該当性を論じるまでもなく、不開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表1 本件各決定及び本件対象公文書

本件決定	決定内容	本件対象公文書	諮問番号
1	一部開示	職員に対する処分について（令和〇年〇月〇日付〇総人人第〇〇号）	1727
2	不開示	令和〇年〇月〇日付に発令された、〇〇局職員の業務処理不適正事故の懲戒処分に係る事情聴取書	1728

別表2 本件不開示情報

本件対象公文書	本件不開示情報	不開示部分	不開示理由
1	処分案		<p>事故者及び管理監督者個人に関する情報で、他の情報と結びつけることで特定の個人を識別できるため。（条例7条2号）</p> <p>被処分者等の個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。（条例7条2号）</p> <p>処分検討過程については人事管理に係る具体的な情報であり、公開により、公正かつ円滑な人事事務の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例7条6号）</p> <p>処分を受ける個人に関する情報で、他の情報と結びつけることで特定の個人を識別できるため。（条例7条2号）</p> <p>被処分者等の個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。（条例7条2号）</p>
	1	局名以外の所属、旧所属、職種、氏名、生年月日、採用年月日及び処分措置歴	
	2	（公表案件）処分検討過程の詳細を説明する記述	
	3	（非公表案件）処分検討過程の詳細を説明する記述、局名、事故内容の表題、処分量定、根拠法令、職層名及び年齢	
	総務局長通知文		
	4	（公表案件）被処分者の局名以外の所属、氏名	
	5	（非公表案件）被処分者の所属、氏名、処分内容を推認できる記述、事故内容の表題、処分（措置）及び職層名	
	発令通知書		
	6	（公表案件）発令を受ける者の氏名	
	7	（非公表案件）発令を受ける者の氏名、局名、職層名及び発令内容	
処分説明書			
8	（公表案件）被処分者の局名以外の所属、氏名、生年月日及び処分の理由のうち報道発表資料で公表していない記述		
9	（非公表案件）被処分者の所属、氏名、生年月日、処分の		

	理由、職層名、処分の種類及び程度、根拠法規	
2	(全て不開示)	<p>事情聴取は公表しないことを前提に行われており、その事情聴取の内容の詳細(事情聴取書)を開示することにより、今後の事情聴取等における正確な事実の把握を困難にするおそれ及び調査の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため(条例7条6号)</p> <p>また、事情聴取書には被聴取者の氏名等特定の個人を識別できる情報が記録されていることに加え、聴取日時や聴取場所等、それだけでは特定の個人は識別できないが、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができる情報が含まれているため。(条例7条2号)</p>